博物館があるため、特別の財政需要があること。
公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
［削る］
外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
ダム対策に要する経費が多額であること。
緊急消防援助隊による消防の応援を受けたため、特別の財政需要があること。
災害の画像情報を伝送するためのシステムの運営に要する経費が多額であること。
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の譲渡線工事に係る利子補給を行うため、特別の財政需要があること。
地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。
消防操法大会への参加に要する経費が多額であること。
ため池があるため、特別の財政需要があること。
北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
［削る］
地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
下水汚染処理対策に要する経費が多額であること。
隣保館に要する経費が多額であること。
住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
人権教育及び人権啓発に要する経費が多額であること。
公害対策に要する経費が多額であること。
市町村の長又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

四　次に掲げる額の合算額

イ　前条第一項第三号の額の算定方法に準じて算定した額

ロ　第三条第一項第四号の額から同項第三号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

五　第三条第一項第五号の額から、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と同項第二号の額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

2　第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。

3　第三条第一項第一号から第五号までに掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号のイに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号のイの額に、第三条第一項第一号のロに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号のロの額に、第三条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第二号の額に、第三条

博物館があるため、特別の財政需要があること。
公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
山岳遭難又は海難の救助に要する経費が多額であること。
外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
ダム対策に要する経費が多額であること。
緊急消防援助隊による消防の応援を受けたため、特別の財政需要があること。
災害の画像情報を伝送するためのシステムの運営に要する経費が多額であること。
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の譲渡線工事に係る利子補給を行うため、特別の財政需要があること。
地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。
消防操法大会への参加に要する経費が多額であること。
ため池があるため、特別の財政需要があること。
北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
塩害対策に要する経費が多額であること。
地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
下水汚染処理対策に要する経費が多額であること。
隣保館に要する経費が多額であること。
住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
人権教育及び人権啓発に要する経費が多額であること。
公害対策に要する経費が多額であること。
市町村の長又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

四　次に掲げる額の合算額

イ　前条第一項第三号の額の算定方法に準じて算定した額

ロ　第三条第一項第四号の額から同項第三号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

五　第三条第一項第五号の額から、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と同項第二号の額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

2　第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。

3　第三条第一項第一号から第五号までに掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号のイに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号のイの額に、第三条第一項第一号のロに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号のロの額に、第三条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第二号の額に、第三条